

様式 1 公表されるべき事項

国立大学法人鹿児島大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成22年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

役員に支給する期末特別手当(ボーナス)において、期末特別手当の額に文部科学省国立大学法人評価委員会の業績評価の結果及び役員としての業務に対する貢献度を総合的に勘案し、その者の職務実績に応じて10/100の範囲内で期末特別手当の額に学長が定める割合を増減できるとしている。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長

報酬月額を国家公務員の水準引き下げに準じて平成22年12月1日から0.2%引き下げた。
 期末特別手当について、0.15月分を減額改正。

理事

報酬月額を国家公務員の水準引き下げに準じて平成22年12月1日から0.2%引き下げた。
 期末特別手当について、0.15月分を減額改正。

理事(非常勤)

改定なし

監事

報酬月額を国家公務員の水準引き下げに準じて平成22年12月1日から0.2%引き下げた。
 期末特別手当について、0.15月分を減額改正。

監事(非常勤)

改定なし

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成22年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 17,284	千円 12,744	千円 4,540	千円 0			
A理事	千円 12,776	千円 9,376	千円 3,340	千円 60 (通勤手当)	22.4.1		
B理事	千円 12,852	千円 9,376	千円 3,340	千円 135 (通勤手当)	22.4.1		
C理事	千円 12,830	千円 9,376	千円 3,340	千円 114 (通勤手当)			
D理事	千円 12,740	千円 9,376	千円 3,340	千円 24 (通勤手当)			
E理事	千円 12,549	千円 8,704	千円 3,255	千円 589 (地域手当) (広域手当) (通勤手当)		23.3.31	◇
F理事 (非常勤)	千円 320	千円 320	千円 0	千円 0			
A監事	千円 11,854	千円 8,704	千円 3,101	千円 49 (通勤手当)			※
B監事 (非常勤)	千円 810	千円 810	千円 0	千円 0			

※ 地域手当とは、国の機関・独立行政法人職員等から引続き役員となった者が、その従前の機関・法人等において、国家公務員の地域手当(それに相当するものを含む)の支給を受けていた場合に、その支給を役員就任後も一定期間保障するものである。
 (国家公務員の地域手当とは、物価及び生計費等が特に高い地域に在勤する国家公務員に支給されるものである。)

※ 広域異動手当とは、国の機関・独立行政法人職員等から引続き役員となった者で、異動等前後の官署間の距離及び異動等の直前の住居と異動等の直後の官署との間の距離がいずれも60Km以上である場合に支給されるものである。

※ 「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付す。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

※ 総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成22年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間	退職年月日	業績勘案率	摘要	前職
法人の長	千円	年 月			該当者なし	
A理事	千円 4,095 (39,443)	年 月 3 3 (28) (5)	H22.3.31	-	増額及び減額なし(経営協議会に諮り学長が決定)	
B理事	千円 1,173	年 月 1 0	H22.3.31	-	増額及び減額なし(経営協議会に諮り学長が決定)	
理事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	
監事	千円	年 月			該当者なし	
監事 (非常勤)	千円	年 月			該当者なし	

※ 「摘要」欄には、具体的な業績の評価等、退職手当支給額の決定に至った事由を記入する。

※ 「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄。

※ A理事については、役員在職期間を役員退職手当規程に適用させて算出した金額を記載するとともに、括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

限られた運営費交付金の範囲内で業務を行う必要があるため、組織の合理化・簡素化を行い、職員の抑制を図る。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

本学の実情を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、国家公務員の例に準じた措置を講じている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

勤務評価の結果等を基礎資料とした勤務成績により、昇給、特別昇給、昇格及び勤勉手当(査定分)における支給割合を決定している。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与: 勤勉手当 (査定分)	基準日(6月1日、12月1日)に在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、支給割合を決定する。
特別昇給	勤務評価の結果等を踏まえ、勤務成績が特に良好である場合、上位の号給に昇給させることができる。
昇格	特に勤務成績が優秀で、且つ昇格基準に達している場合、1級上位の級に昇格させることができる。勤務成績不良等の場合には、下位の級に降格させることができる。

ウ 平成22年度における給与制度の主な改正点

■平成23年3月1日施行

- ①55歳を超える職員(一般(一)5級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く。)について、当分の間、本給及び管理職手当の支給額を1.5%減額。
- ②中高年齢層(40歳台以上)の職員の本給表を平均0.1%引下げ。
- ③平成18年4月の切替措置に伴う現給保障額についても0.17%引下げ。
- ④期末・勤勉手当について、6月期を0.05月分、12月期を0.15月分減額改正。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成22年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
常勤職員	1887人	44.6歳	6,553千円	4,855千円	44千円	1,698千円
事務・技術	440人	42.6歳	5,212千円	3,894千円	59千円	1,318千円
教育職種 (大学教員)	884人	48.7歳	8,138千円	5,984千円	42千円	2,154千円
医療職種 (病院看護師)	342人	38.2歳	4,808千円	3,606千円	35千円	1,202千円
技能・労務職種	18人	56.6歳	5,001千円	3,733千円	59千円	1,268千円
海事職種	15人	43.6歳	6,802千円	5,055千円	0千円	1,747千円
海技職種	24人	46.0歳	5,394千円	4,013千円	0千円	1,381千円
教育職種 (附属高校教員)	20人	37.2歳	6,507千円	4,935千円	49千円	1,572千円
教育職種 (附属義務教育学校教員)	56人	36.9歳	5,857千円	4,421千円	28千円	1,436千円
医療職種 (病院医療技術職員)	81人	41.4歳	5,102千円	3,811千円	55千円	1,291千円
特任職員	7人	42.5歳	5,962千円	4,401千円	35千円	1,561千円

※常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

※「医療職種(病院医師)」は該当者がいないため省略した。

※「技能・労務職種」とは、実験助手、自動車運転手、ボイラー技士、調理師、園丁、洗濯員の業務を行う職種を示す。

※「海事職種」とは、船舶等の船長、機関長、航海士、機関士の業務を行う職種を示す。

※「海技職種」とは、小型船舶等の乗組員の業務を行う職種を示す。

※「教育職種(附属高校教員等)」には、特別支援学校教員を含む。

※「教育職種(附属義務教育学校教員等)」には、附属幼稚園教員を含む。

※「特任職員」とは、学長が必要と認める特別な任務に従事させるため、期間を定めて雇用する職員を示す。

再任用職員	4人	62歳	2,932千円	2,442千円	37千円	490千円
事務・技術	2人					
医療職種 (病院看護師)	1人					
技能・労務職種	1人					

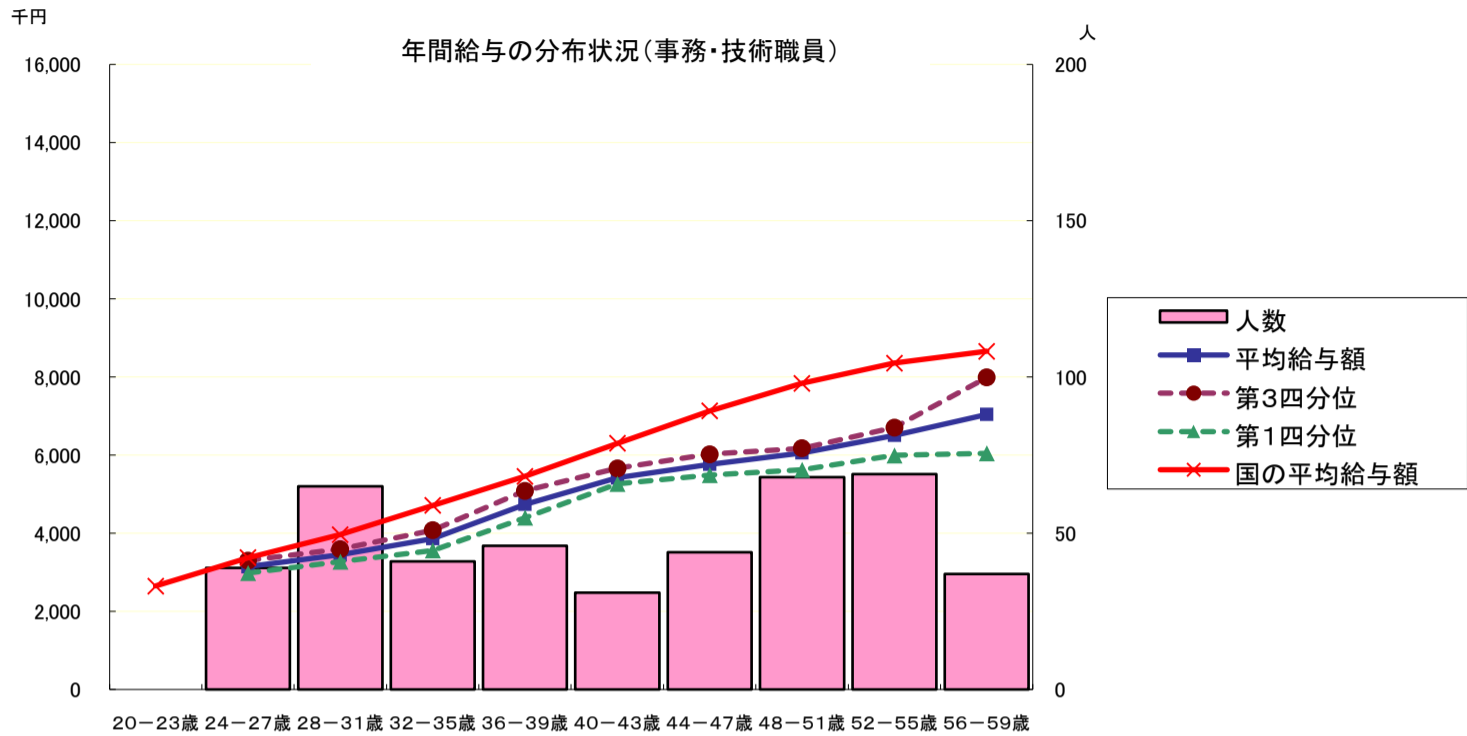
※事務・技術、医療職種(病院看護師)、技能・労務職種について該当者がそれぞれ2名以下であるため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

非常勤職員	人 245	歳 31.5	千円 3,511	千円 2,670	千円 33	千円 841
事務・技術	人 40	歳 47.9	千円 3,359	千円 2,483	千円 48	千円 876
教育職種 (大学教員)	人 1	歳	千円	千円	千円	千円
医療職種 (病院医師)	人 5	歳 34.5	千円 3,485	千円 3,485	千円 50	千円 0
医療職種 (病院看護師)	人 137	歳 25.7	千円 3,503	千円 2,659	千円 19	千円 844
技能・労務職種	人 9	歳 54.5	千円 3,501	千円 2,587	千円 76	千円 914
医療職種 (病院医療技術職員)	人 53	歳 30.2	千円 3,621	千円 2,758	千円 52	千円 863

※教育職種(大学教員)について該当事者が1名であるため当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

※「在外職員」及び「任期付職員」は、該当事者がいないため省略した。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
〔在外職員及び任期付職員を除く。以下、⑤まで同じ。〕



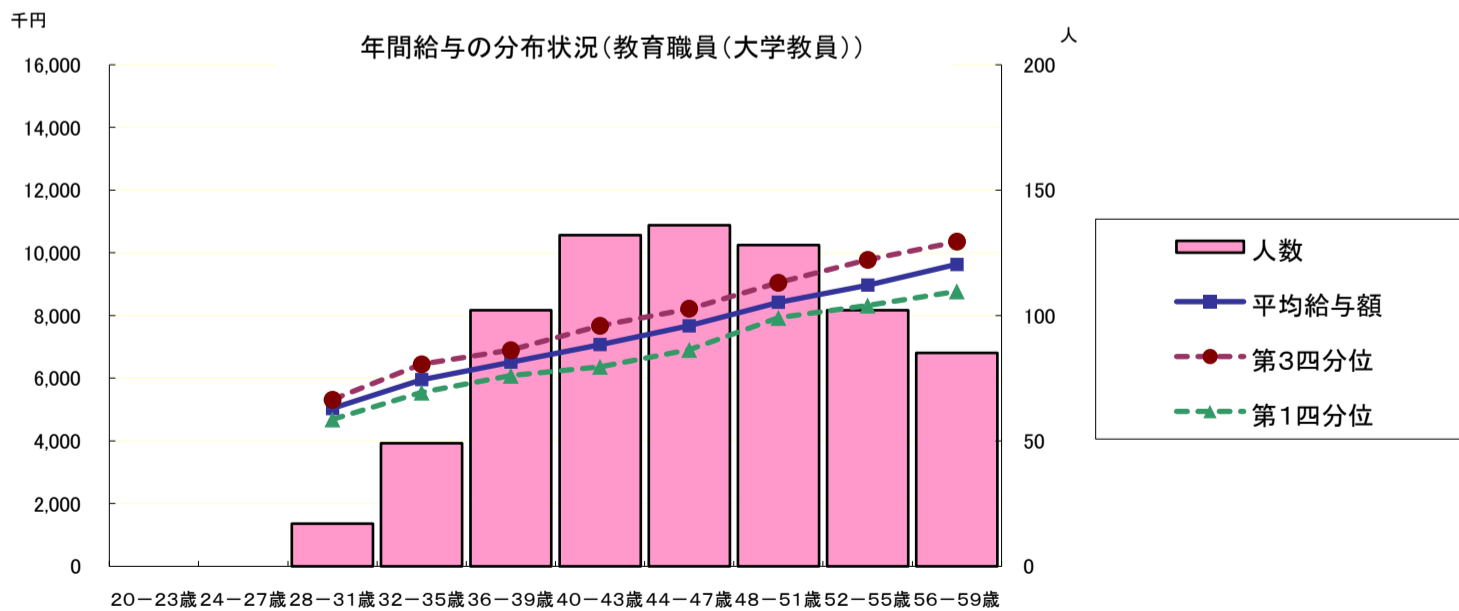
注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	6	56.7	8,158	9,712	10,762		
課長	26	55.1	7,416	7,970	8,511		
課長補佐	36	52.4	6,255	6,409	6,530		
係長	169	48.7	5,533	5,782	6,035		
主任	51	43.4	4,658	5,052	5,471		
係員	152	30.6	3,221	3,526	3,769		

※上記分布状況中、20歳～23歳の該当者は0人であるため表示していない。

※「課長」には事務長を含む。また、「課長代理」とは課長補佐相当職のことである。

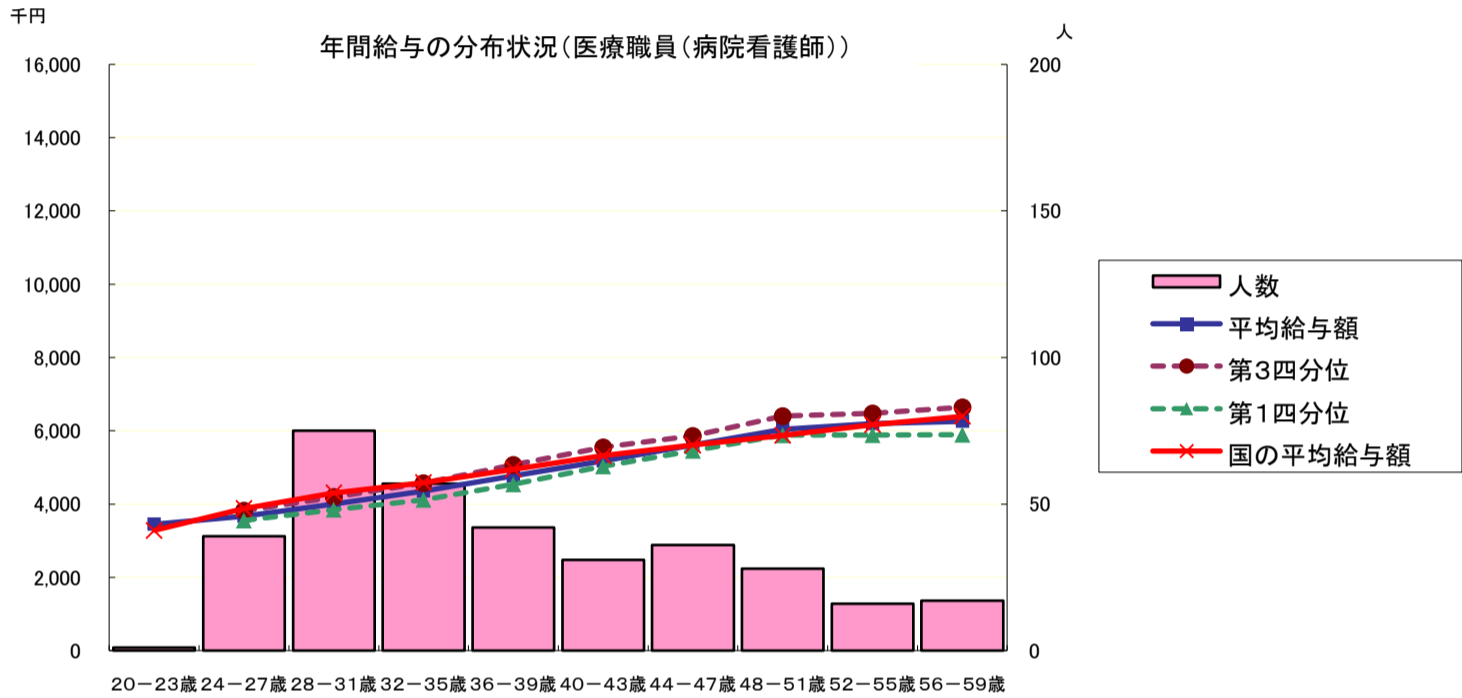


(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
教授	318	56.1	9,176	9,836	10,411
准教授	267	46.4	7,285	7,782	8,329
講師	75	46.9	7,001	7,503	8,032
助教	217	41.5	5,900	6,219	6,648
助手	3	42.2	—	5,577	—
教務職員	4	51.3	—	5,674	—

※上記分布状況中、20歳～27歳の該当者は0人であるため表示していない。

※助手、教務職員の該当者は4人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位	平均	四分位
			第1分位		第3分位
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
看護部長	1	—	—	—	—
副看護部長	4	54.0	—	7,070	—
看護師長	27	51.6	5,946	6,274	6,590
副看護師長	62	44.3	5,190	5,560	5,936
看護師	248	34.9	3,873	4,365	4,709

※「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は表示していない。

※「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については表示していない。

③ 職級別在職状況等(平成23年4月1日現在)(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		係員	係員・主任	主任・係長	係長・課長代理	課長代理・課長	課長・部長
人員(割合)	440人	72人 (16.4%)	85人 (19.3%)	198人 (45.0%)	49人 (11.1%)	18人 (4.1%)	14人 (3.2%)
年齢(最高～最低)		49歳 ～ 24	51歳 ～ 27	59歳 ～ 36	59歳 ～ 43	58歳 ～ 52	59歳 ～ 48
所定内給与年額(最高～最低)		千円 3,285 ～ 2,067	千円 3,708 ～ 2,369	千円 5,068 ～ 2,879	千円 5,390 ～ 4,158	千円 6,203 ～ 4,761	千円 8,072 ～ 5,638
年間給与額(最高～最低)		千円 4,350 ～ 2,796	千円 4,911 ～ 3,183	千円 6,655 ～ 3,841	千円 7,285 ～ 5,748	千円 8,163 ～ 6,530	千円 10,578 ～ 7,442

区分	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	部長	部長		
人員(割合)	3人 (0.7%)	1人 (0.2%)	()%	()%
年齢(最高～最低)	59歳 ～ 50	—		
所定内給与年額(最高～最低)	千円 8,125 ～ 7,182	千円 —	千円	千円
年間給与額(最高～最低)	千円 10,762 ～ 9,778	千円 —	千円	千円

※9・10級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

※8級における該当者が1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職位		教務職員	助教・助手	講師	准教授	教授	教授
人員(割合)	884人	4人 (0.5%)	220人 (24.9%)	76人 (8.6%)	267人 (30.2%)	317人 (35.9%)	()%
年齢(最高～最低)		58歳 ～ 44	64歳 ～ 29	64歳 ～ 30	64歳 ～ 31	64歳 ～ 40	
所定内給与年額(最高～最低)		千円 4,496 ～ 3,914	千円 5,683 ～ 3,042	千円 6,370 ～ 3,331	千円 6,973 ～ 4,156	千円 9,143 ～ 5,009	千円
年間給与額(最高～最低)		千円 6,089 ～ 5,343	千円 7,462 ～ 4,066	千円 8,703 ～ 4,566	千円 9,366 ～ 5,560	千円 12,438 ～ 7,013	千円

※6級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
標準的な職位			看護師	副看護師長	看護師長・ 副看護師長	看護部長・ 副看護部長		
人員 (割合)	342		248 (72.5%)	69 (20.2%)	21 (6.1%)	4 (1.2%)		(%)
年齢(最高 ～最低)		歳	59 ～ 23	59 ～ 33	59 ～ 44	59 ～ 50	歳	歳
所定内給 与年額(最 高～最低)		千円	4,782 ～ 2,366	4,858 ～ 2,822	5,157 ～ 4,242	5,719 ～ 5,344	千円	千円
年間給与 額(最高～ 最低)		千円	6,453 ～ 3,168	6,578 ～ 3,777	7,063 ～ 5,662	7,529 ～ 7,120	千円	千円

※1、6及び7級については、公表対象となる者がなかったため空欄とした。

④ 賞与(平成22年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 67.3	% 65.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 32.7	% 34.5
	最高～最低	% 45.3～33.3	% 40.1～29.1	% 42.5～31.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.7	% 68.7	% 66.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.3	% 31.3	% 33.2
	最高～最低	% 41.3～32.0	% 37.0～28.1	% 39.0～29.9

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.6	% 66.9	% 64.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.4	% 33.1	% 35.1
	最高～最低	% 48.5～33.0	% 43.2～29.1	% 44.0～30.9
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.4	% 68.4	% 66.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.6	% 31.6	% 33.4
	最高～最低	% 48.5～32.4	% 39.7～28.5	% 44.0～30.4

医療職員(病院看護師)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.2	% 69.2	% 66.3
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.8	% 30.8	% 33.7
	最高～最低	% 38.3～34.3	% 30.9～30.3	% 34.4～32.2
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.0	% 68.1	% 66.2
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.0	% 31.9	% 33.8
	最高～最低	% 41.3～32.7	% 37.0～28.8	% 39.0～30.7

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))	81.8
対他の国立大学法人等	94.6

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等	93.5
------------	------

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))	96.9
対他の国立大学法人等	97.4

注：当法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	81.8
	参考	地域勘案 89.0 学歴勘案 81.1 地域・学歴勘案 88.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 43.87% (国からの財政支出額 19,696,609,000円、支出予算の総額 44,894,337,000円：平成22年度予算) 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成21年度決算) 【検証結果】 本学では、国家公務員給与を準拠し、「行政改革の重要方針」を踏まえた人件費削減も中期計画に定め取り組んでおり、適切と考えられる。	
講ずる措置	今後も、中期計画に定めた人件費削減を達成するよう取り組む。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内容	
指数の状況	対国家公務員	96.9
	参考	地域勘案 99.1 学歴勘案 95.8 地域・学歴勘案 98.0
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 国家公務員に比べ低い給与水準であり、適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	上記事務・技術職員と同様	
講ずる措置	今後も、中期計画に定めた人件費削減を達成するよう取り組む。	

教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標

90.7

注：上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成22年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成22年度)	前年度 (平成21年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22 年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 15,201,424	千円 15,354,124	千円 (%) △ 152,700 (△1.0)	千円 (%) - (-)
退職手当支給額 (B)	千円 1,743,264	千円 1,906,371	千円 (%) △ 163,107 (△8.6)	千円 (%) - (-)
非常勤役員等給与 (C)	千円 4,111,023	千円 3,899,850	千円 (%) 211,173 (5.4)	千円 (%) - (-)
福利厚生費 (D)	千円 2,283,682	千円 2,186,412	千円 (%) 97,270 (4.4)	千円 (%) - (-)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 23,339,394	千円 23,346,757	千円 (%) △ 7,363 (△0.0)	千円 (%) - (-)

総人件費について参考となる事項

①給与、報酬等支給総額及び最広義人件費について

- ・「給与、報酬等支給総額」については、本給表の見直し、期末勤勉手当支給割合の改正及び職員退職後の採用抑制により前年度に比べ約1.0%の減となった。
- ・「最広義人件費」については、上記「給与、報酬等支給総額」の減、退職者減に伴う退職給付金の減、外部資金等で雇用する非常勤職員の増加並びに掛率の改正による福利厚生費の増により約0.03%の減となった。

②行革推進法「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人件費削減の取組の状況

i) 中期目標において示した人件費削減の取組に関する事項

中期目標において「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)において示された実行計画を踏まえ、人件費削減の取組を行うことが示された。

ii) 中期計画において設定した削減目標、国家公務員の給与構造改革を踏まえた見直しの方針

総人件費改革の実行計画を踏まえ、平成22年度までに概ね5%の人件費の削減を図ることを中期計画に定めた。

【主務大臣の検証結果】

5年間で5%以上削減を達成しており、問題ないとする。

総人件費改革の取組状況

年 度	基準年度 (平成17年 度)	平成18 年度	平成19 年度	平成20 年度	平成21 年度	平成22 年度
給与、報酬等支給総額 (千円)	17,107,927	16,504,548	16,382,908	15,812,650	15,354,124	15,201,424
人件費削減率 (%)		△3.5	△4.2	△7.6	△10.3	△11.1
人件費削減率(補正值) (%)		△3.5	△4.9	△8.3	△8.6	△7.9

※「人件費削減率(補正值)」とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)による人事院勧告を踏まえた官民の給与較差に基づく給与改定分を除いた削減率であり、平成18年、平成19年、平成20年、平成21年、平成22年の行政職(一)職員の年間平均給与の増減率はそれぞれ0%、0.7%、0%、△2.4%、△1.5%である。

※基準年度(平成17年度)の給与、報酬等支給総額は、法人移行時の人件費予算相当額を基礎に算出した平成17年度人件費予算相当額である。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

特になし